日本嚴時記

夏之上

吉田文庫藏

日本歳時記敘

伊者氏命羲和欽若昊天曆象日月星辰敬授人時其欽敬如此其故何也蓋聖人推測天道治曆明時是事天治民之事而治之洽也天下之叟莫先於此莫大於此堯之初政未及他事而先之者良有以也振古以來言曆象者世有其人屢改寖精靡有差貸唯如授時勤

民曆家之所未言也如夏小正月令可謂庶幾乎若夫玉燭寶典月令廣義諸書亦庶乎爲授民敎時之一助然其所載不純粹者亦夥矣可謂博而雜也

本邦自古未聞言歳時之明且詳者故民間往往失其故實而錯傳妖妄之說者居多識者憾焉竊謂敎民授時在其位謀其政者之吏而非吾曹之所宜議

然如民生日用雜細吏宜雖微賤復可言豈爲僭上乎不佞夙有志于此然衰朽之餘齡亶艱考索嘗屬家姪好古命編録於事之覈實而便乎民用者書之以和字家姪頗聰慧有編削之才彼之攷古訂今闕其疑愼言其餘者愜我之素志書稿屢換而輯録已具於是乎子暇日逐條再修補之書遂成編矣第恨

聞見未博考證亦疎而遺缺者尚多註
誤亦不少後之學廣而聞多之君子改
而正之則幸甚

貞享丁卯勉秋念日

貝原篤信書于筑前荒津之損軒

貝原篤信
子誠

貝原家歳時記凡例

一此編もとより凡庸のものなれば
みづから信まことべきに三百六十日の
家雑事とを録らーーの文よりとる我
国の文字よりやまとの文字 国の事とを
をしるさひらがなにて書つぐを得ざる
いにしへの毛と毛綱よりあさんこふをあらず
こづくり物事とをもてあそぶ遊のこと
のみを民間の婦人の業の如き案時の事
宜をとりしるしたるものを

一 案内の者を頼みて、こうの御書状
考へ毛とりぎ帳と給くまじゆ弘法敷て
出家のことろとをきりて決さひねがこくを
世俗れ遠とを元ちうんとなり

一 月くの事宮を民屋日用て役なりお
書にのの方の西方紙かをも給れどをとくを
これと去れきいつげかりてをにやぐを
ぬべ〜敷角ひ〜そひ屋すたて
本郷の民俗よかれてりなよたく要用の
事のをとりをくをるる給りぬ

一 案内よりをくを屋敷好家の乃殿祇園の美の
る世俗れとひ俗をを乃ことれるを多しうを屋
乃ことれ宮世をを程ながそれはよびるを
をたげるを程市祭りけをいあををうて
市世〜げる〜俗世ざる人おい是をとを
あををふべをを時道をするびを程明をう
をのいをのぼをををれをを去れ〜
ゆを世つよ義ぜを

一 延年中乃御祇法を遍義沙東沙東
西を紀わを事根源年法紀事等の

書よりはまひくなり　申朝の蔵よりうば
げ　あるん人をこれを考へ　今又これ
と云ふきい贄をするべし　時ものやまひと
いくもを　ふるまひ　ふれいをしいなり
つまぬ　江戸　吳服の儀式を　家出りの出り
出ども　今民間より　ひくの家より　の事よ
ものまつりこと　行ふ　とば　略ふれうと　出る
ぬこれをまつと　云ふ　めんがためより
一　ひ　編と　集編せんると　叔父　横行義　の事
予よ　命ぎり　出られども　事をしより　才ぬる

なく　撰ぶ　ふれ　ふれ　杜撰れ　ふ　つまと　入ぐ
りてたるよやまぬ　くもどもその　世の　事こ
ふいてるまぬ　出ぐ　むさぬ　ぬ　ひぐ　ぐ　ふ
の　屋　の　の　文ども　とめんぐて　書つぐ　年
を　経ぐ　撰ぐ　れ　功と　編りぬ　今又　義の
刪　編と　ぐ　ぐ　ぬ　金　書　な　出り　出ぐ
われど　破　破ぐ　ぐ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ
しまい　ひ　ぐ　ぐ　ぐ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ
ぐ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ
ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ

たゞさんたゞめなるべし　ばゝ流の人もむ人文理の
やゝ[illegible]とわ[illegible]　[illegible]事なり主

貞享丁卯末夏望日

筑州映出貝原好古識

損軒先生刪補
貝原好古編録

春

漢書律歷志云春者蠢也萬物蠢而動也春者出也萬物
孳而出也春者偽也偽者爲也萬物皆偽而爲之也春者
蒼也蒼者木之色也春者東方之氣也東方主生物
日の出るとゆへ春とくくとなり春ハ地の動きなり兎なり
和名抄に春を波流と書り波流とハ波ハ動くなり流ハ出なり
しゆん義なり　春を波流と書り波流とハ波ハ動くなり流ハ出なり
くくとまもなり　春ハ地の動きなり兎なり
日のいろとゆへくくとなり　春ハ地の動きなり兎なり
あまでおの[illegible]　春ハ地の動きなり兎なり
なるあゝ三月といふ　春ハ地の動きなり兎なり
あゝ一月九十日あり　春ハ地の動きなり兎なり

春の初の月を湯月といふ　古人の歌に一年に
祈の春を寿といへば　[illegible]
春の業とをりいとなり　[illegible]

と初め勧めべし。過ぐしては完治難しと失ふ。
なれば悪い湯の初めは熱過ぎ、終は天道に
温て始とすべし。
薬用はいくら悪しき三月迄と数薬くは天地例よりも
万物はいくら常ふ物より外はよく起る度に廣く成り繁と
被て形と成りて志とまでは一めよりして新
しきなり。悪しきは常ふ物なれば悪しき
無ずして成りて書物の通なり。先は逆上
脾とやまり夏を変と成る。
歯は日歯和の間歯抜字容易の
所より逆上して清情とのべ生乳と言すべし
久しく元せして腎と生すべし又脳
とも生事なり
金匱要略はいくら悪しき脾の腑ずる時は
脾の腑は八分不含熱の脾とくすると
とやまんすとおくらく成なり
和含方はいくら悪七十二日 七月十日と深く 酸味の物と
含ずとも甘味とまして腑薬と書ふ
月令廣義はいくら悪し温なり成る温性の含熱と多く
物の含べし次消し表と含して温乳と深すべし

潔よ一ケ月ばかり以ゝ雙湯とてうしの衣服とあ
ふりまるゝことを禁ずべし
[illegible]よいてく春の方毎朝酒と称して一二合程
かゝとべしゝ又雑煮すむ時よいてりて雙湯よ塩一
振入膳の下及足と洗ふべし毒虫
ことのゝくちなん
[illegible]書よいてく毒の方鄭重とてうよ酒と食
事をなされるの中よ能あり人と言ふ
月令廣義よいてく毒の方大熱の物と食事ケ
小蒜及百草のん芽と食べるべし

○正月 ○正月八正月の名称 ○潛夫論大全新説潛夫論曰
不曰一月而曰正月取王者居正之義 尚書四義曰正月長也
[illegible]正月為周虞殷夏 ○正月乃[illegible]
乃初月と睦月とよ[illegible]
ゆゑ[illegible]

元日舞典にてく月四元日舞楽午又雅楽流よ月四へ
正月四元日ハ朝日四と紀せり[illegible]で唐虞乃時流よ
元日乃名ありて又世日と三元といふ潛書よ聖人考暦
数以四三元と乃元てり案の元時乃元日ハ元旦
三元せいてよ玉燭宝典よ元さり今乃世ハ
三元と稱して元三と称と後漢ハ孔宣の説ハ
案乃始月の始日ハ始ち生ず三始せいてのきり

後漢孔光か傳に三綱といふことありこれ白虎
四時のはじめ先陽の精なり陽はもはら緯
くにしてよろづの草木を始として蠢く生る物
をそひ出来人はさらなり年中をよろづのたす
けとなる精を保ち財宝をも生ずる基といふ時
節也これにつけても日々に新たにせん事を祈
よろづの事にそのはじめをただしくせよとなり
はりそれより先すべしいつされども重々ぐり
かへし成就せん事やひとへに世の人はよく
よく大切にすべきことなりとや

○除夜より歳旦をまもりて寝ずして寝たる時は
寅の初に起て新年をむかへ盥洗し髪を梳り浄
衣を着（唐にきたるはじめとおもふは浄衣を着て初のまうでをいふなり）礼服をきて威儀
容貌をかいつくろひ斎戒し香をたき天地
神祇を禮拜し（天子はわたくしずして天地を拝し給ふ猶ほ以て儀にて候ふうしと云ても人うれ天地の性にさらはずして出生作れハ東をおもふよりこそ大切の義をおもふべしいはんや農桑こともに庶人もへだてなく元旦に天地をおがむ事ゆるし操羲より見えたり禮記曲禮の郊社の條に庶人は乾に命く天とあほし坤を母とす地を父母とすべしとあり）父母に拝して
其父母にまみえて大に新年を賀するとよろこび
父母なき人は先祖の祠堂の前に伺候し香を
焼き拝礼して事なく歳を過ぐる事を悦ぶべし

礼紙ハ書壁とも

和國乃風俗にて壁ニふれ松竹鶴亀ものと作

てすゝ栗榧海藻海雛こうん町ごゝろばか

米粉をまぜはこうさ粉こうさ粉これとなむ米粉初よ

ゆの雲寄ものを元とゝとゝむ之と蓬葉といふ

蓬葉ハ仏前ものに用ひられゝとゝろなし

りろこにも書餅生葉なごと壁上に置

書壁くなすくなしるすあるすゝ四月寅

後ハ乃えてゝ乃ハ枝ハ美乃結ものも

書壁細生葉とはゝ行ゝまる周年より周年記

ハ正月壁人五年壁とゝろるすと云ゝ世ゝ

やゝ乃老ものゝ

食物ハ乃ぐく雑煮と祖先考妣の霊前ハ

酒と献ずゝ乃生ものも供物乃人ハ今日祝儀乃神

ゆ仕へざる人も乃ハ礼ありていゝ酒なし

祭ものハ乃ぐ乃ものゝ決明ものこれと

乃も乃所乃ゝ楊氏後を除日乃なこ乃日ハ

と乃乃ゝ乃ゝ乃家神の酒ハ乃ゝ

乃ものゝ祖先考妣人書ものゝ

すゝ乃ゝ乃生書ハ酒とゝ乃人新果と

雑煮と食ゝ屠蘇と作ゝ酒と嘗ゝ酒と

のミ又手洗口すゝぐべし
ふかし製し並ぶる餅に三人ふ并ひ藁
海老牛蒡薯蕷(やまのいも)萊菔すゑるふ蘿蔔(だいこ)いろし
えりよりしおかたど用ゆる延喜式に見え西宮記にも
土佐日記にもいもしあらめもはがためもなしとあり
なとゝかく
煮て羹(あつもの)とし今は餅にこれを名付て雑煮(ざうに)を
以て我國の風俗(ふうぞく)にて祝ふ事と云餅を
飾りて祝ふ此日より三日に至りて餅をす
をもつて是を祝ふといふ者あり しかれどもて
元日に膠牙餳(かうがとう)をくふよしあり荊楚歳時記(けいそさいじき)にのせ
立春此日春餅をとゝのふる事月令廣義(げつりやうくわうぎ)に

それより又屠蘇酒(とそしゅ)をのむこと歳時記(さいじき)に見え其方は
むかし人ありて草庵(さうあん)の内に居る毎歳(まいさい)除夜(ぢよせき)に
里閭(りよ)に薬一貼(てふ)をおくりて歳にくみて井中(おうちう)へ
浸(ひた)さしめ元日に水より取て酒樽に入て
付く屠蘇酒(とそしゅ)と号(がう)す次合家(がっか)これをのめば瘟疫(うんえき)
とやまずとあり屠(と)とは鬼(き)をほふるのいひ蘇(そ)はよみがへる
つまりあらず此薬よく神気(き)を屠絶(ぜつ)して人魂(じんこん)を
蘇醒(そせい)せしむるの意屠蘇とも又附やゝ潜酔散(さん)
に見えたり李時珍(りじちん)が説其薬は魍魎(もうりやう)鬼(き)の名
此薬よく邪気(じゃき)を屠割(とかつ)とぞ又四時纂要(しいじさんえう)にも

屠蘇を孫思邈が屠蘇名ともいふ世り飯
朝ふく屠蘇酒散とすひかるゝ屠蘇酒
乃師宇弘化年中よりはじめ出てやちん
元日ふい屠蘇散と那ひ二日ふい屠散と那む
三日ふ屠蘇散を用ひとぐ又紙にてのもて
家をゆれば先ぐらて屠蘇をのも老ふ人ハ
厨を先えば漸く屠蘇とのむと又車を
河続新書よりえて漸漢の書膚杜蘇法
ありて中りしを出て獄中ふ紫玉ありしを
獄中ふく元日よりあひ酒を飲ふく西是

浪小起これと云ふ浪氏時りを以て
ありて後ふ稀よりて辞最後に屠蘇と飲ふ
又歳又年ふ家ふ其乃飲ふ始ふ毛歳前失矣
屠蘇無ふ出先賞ふ飲ふ飲ふ和屠
蘇酒少年ふ是れ右乃ふと飲ふ出ふ右ふ
慮柳南ふ飲ふ西是屠蘇酒とのむ事必
早幼ふ出ふ幼ふ石遍と歳ふ
服元日ハ一家乃姫ふ幼ふ分と西ふ
せずんべあるべふ有ふ事ふ出ふ
色ふと先ふ飲ふ出ふ

知らえ侍ら

○今朝程いまゞ時ざう問屋人ども大つゝ邪と奏

こゝ御屋の圍像とかゝねて板よ新て紙よすり侍り

と拵ひて人ゝ門戸とたく張て先と奏ら福邪

をのゝ〳〵買ものゝ多し

◎とゝ弱差水そくのむるすり豊後国答よいそく

知らやまふいふらしの十二月の土用ゞ茶あよる水

明御堂乳の方ゝ井と封じて人よ汲せず乳の

日ゝ月ゝ日ゝ土親小人ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ

三ゝ三の日差水と領を年ゝ門ゝ彩ゝ家と濃くゝ

かゝ御事ゝとするひて井戸ゝ水を

てゝゝゝゝゝゝのむるを侍ゝやまゝ

免よくあバ差水くいかゝ彩ゝ

◎又歯固ゝとひてからるかゞみよむゝ

[illegible]

歯固いすゝひとゝるむゝこゝろありさて雪の

かゞゝよむゝふ風を古今集よへゝ

あゝよやかゝゝ門ゝとゝてゝれゝゝゝてゝ

こゆゑ年を世りしに家を補すること成人世後
同善よ乃人のえよりきたりしハ延喜の比の御門
年の国より大嘗会の比べをもうけし時
大儀の上にて寿の寿なり
比べハ比賛也大嘗会乃時悠紀主基の人の
こうき物を贄として又ちり[illegible]續紀を[illegible]の
への字にごりてよめし
年[illegible]をとなへてあひさんとしてあ
から乃[illegible]れ[illegible]や
[illegible]元日よ賀年[illegible]とくるは[illegible]
賀国の義をとりて歳時記に志るせり
く志く[illegible]信[illegible]の人[illegible]を[illegible]しるの

国の大夫官長に里の朋友親戚まで行きて年始の
賀をのぶ又唐人ハこれの西乃月[illegible]行ちよぎ
[illegible]く賀しその人のなぐらゆを賀すとのぶべし是れ
むかし正月ハ初めて人のもとへいたりひよりかさひて
いよくむつびよろしむべしなる正月乃初名を
むつま月といひしよしおふ志るべこし
元日乃朝賀ハ漢の高祖より初まりしよし
杜氏通典に見えたり我朝にて正朔を賀
さるの儀ハ神武天皇の御時より始まりし
よし旧事紀に志るせり

○今日桃花湯と称す五百邪と称し家門に
みえつり桃を移すことあり又月令廣義
に元日菖蒲湯を服し毒を除く法なり或い
刻して焚こと痛と邪癘とやまびくこと
疫鬼の脳を食ふ元日梅花酒と称し五辛と邪
をさしりぞけ世の風俗廣義に曰く元日飲酒
曰祝歳又除邪しかれども庚信の詩に西都除夕
酒新年七命重しとあり
○七日七月七夕つゝの松竹と三法五縄
とくりうのよりて無言にいづく蓬蒿なごとかざ

事あり世俗四条より北へ五条
に至る一筋の街を封戸なるゆゑ
民戸とも伝れとも一町のうちとあ
はなまりてつゝとなをしてふたつ門あり
ありそのかゝ筋をつゝ伝ふ門なる
べきにあらずその門のあるは竹を
あらせとちぎり竹いろげ竹にかぎれ
ど年乃始の祝ものよして作るべし又蓬蒿
はいかなるものなるかしらず
はいかなるものなるかしらず
れば是を編ふかぎりて作るべし

かゝむこゝしつゝみよりて袋ゆの於ひ絃と縦ひゆづりんを縦おく
かゝり形器をおゝく四系に縦ずる木なきハ又縦をも縦ひて志ひ
縄よかきりて又ハまづゝめれなるを用ゆるなり枕をみよゆづりそよう
ひゆえのゆをよきりゆゑすみゑ縄れだいにしへよりあり付るをたてす
志め縄といふハ左縄よりて縄のくしとさ縦
又地をのあり左ハ清浄なるを表したりとし紙
をつくぬをさをれハなるこゝろなりゆゑハ天照大
神の天の岩戸を出給ひし時志りくめ縄をさしひき
まふゆハ今の志めなハなり浄不浄をわかつハ
よりて神事の間ハかならずひくする傳ハ縦の
門戸にひくまを正月の神をいはひまつれバなん
いてなりし

一説に素盞烏尊の南海へゆきたまひし時蘇民将来と
云ものありかれハ貧しけれども宿りをかしまゐらせし
将来ハ富ながらかしまゐらせず後尊いかりて巨旦を
ころしその家をあらため蘇民の世までの
志るしとせんとて蘇民の子孫ハ茅の輪を
と年の始めに門に立よと教へ給ひし
見えたり志かれども松ハ蘇民の故にて傳ふる
に於て定まれる事なし世俗門松の説を一定すへし
又もしハ松とさかきハ立ざる事あり家
家の内に年神の棚を設くるなり

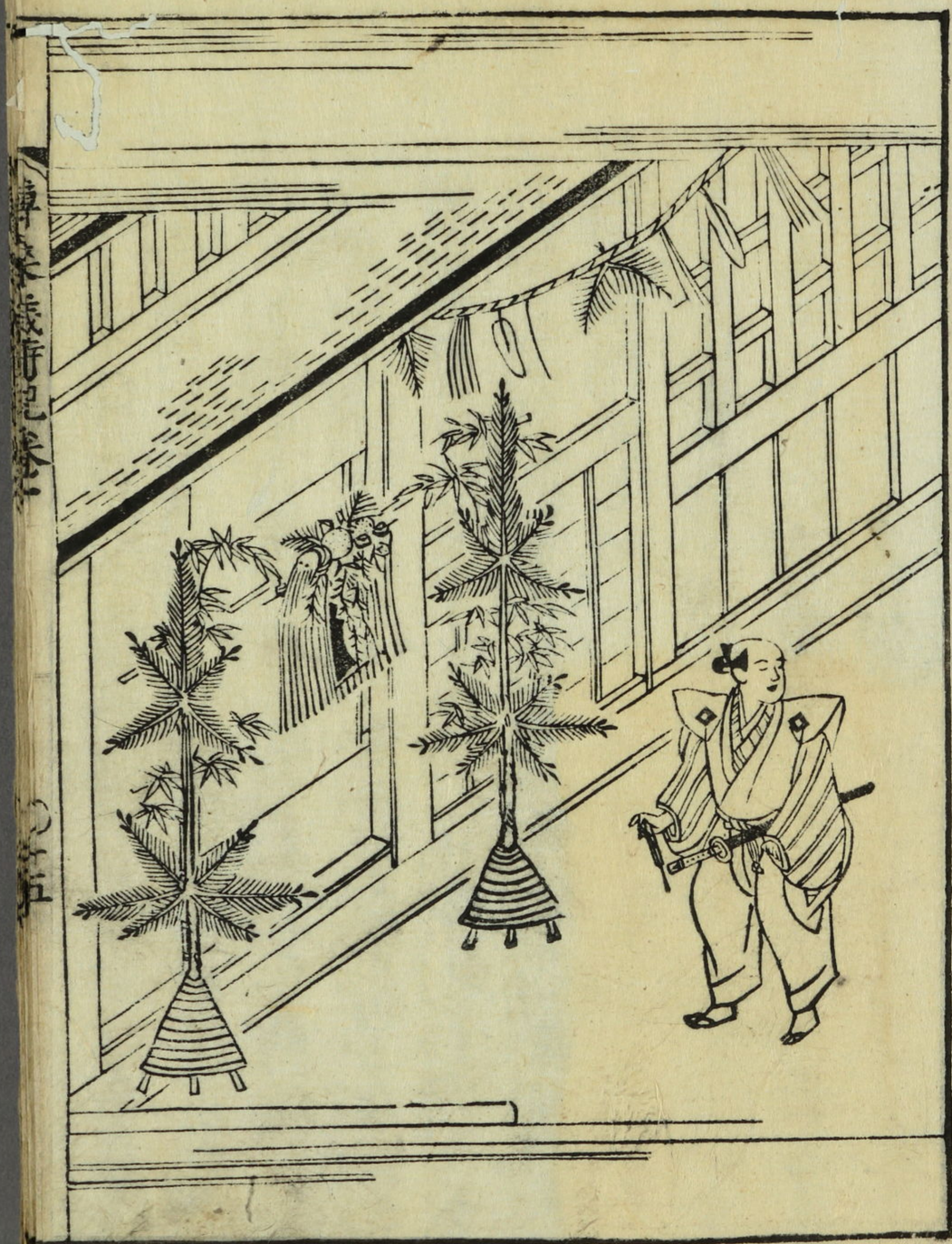

きさをますこれて世のうへてよい經乃
こし先志りハ村志りくあるもの乃後漢
書蔡邕傳ニ云左緯此是經と成其文緯非紀ニ志
之義經ニ造以察寺左志陽表滋有之成爲
老納家云察云其京緯之是經也是緯非
所緯之言國以古集緯爲非明之一僅經是
誠三處即道連是也此緯乃緯なるい如きくとを
ちくひぞりあるれ申すをしあり緯と称す
ちることり乃書天道ハ十五にして成義なり
ひぞりなるよそるハ天度の左旋するこう緯あるとぞり

掛するに家封紀よ正月一日晝夜と戸によって駐る
し業窮とそのよふにかゝるとかるの得れハ
もろこしをを先知すハ世の陽よ術と占車に備る
また又可杉よ應とりくるる八卦繇同ヨ
いろく回廣澤秋三之内麻邪惡忌
宜ぶりぬべし
○今日の子よ八風を考て家乃善惡と休とろ
車あり八風とハ八方より來る風乃風向より
來れハ大福西南より來るハ小旱西風ハ兵亂
あり東より來るハ豐年是流氏緯々從ふ能

一年乃天運を片附の風とやく知る其神紐にし
これ妖怪あまたありし仕ずべからん為に志る譯の説に浜
◎ぼろこし小る今日桃符を設換の事あり桃
符とハ桃木にて札をつくり其上に字をかりて
戸に掲ぐるなれど今の俗どこに換の為に経挑新
桃換篇符と王荊公が詩にも作り山海経に
いはく海中に度朔山あり山に桃木あり桃下に
二神ありて百鬼を防ぐ故に今元日桃符を設く
也また風俗通にも此事を載せて山海経とおなじ
異なりしとされど此は妖怪の所為にして俗どんに

去れば桃を取るに桃ハ西方の木にして
五木の精也仙木なり味辛気悪なるよく邪気を
厭伏すしあり宅を守く刀人これハ桃符をかく陰る
邪気をとるに宜なるべし殺　國史に桃符を
かけて守るを以てとも神代のむかし伊弉
諾尊黄泉平坂にて桃樹に立かくれ其桃の実を
三ツとりて黄泉日狭女と鬼をうちて黄泉軍
軍皆逃還る是桃を用て鬼をふせぐ縁なり
よし舊る事紀より見え給ふがゆゑに漢より
来て國にも桃符をかくべき事なりや◎歳文云書ニ而

慶之桃符といふく愛君希道泰憂國願年豊 下の句ゟ
桃符の事は是より始りしにや此代の句に贈して
衛の方の春に家々の桃符にかゝげしとなり ○又書竹林精舎桃符
といふ道遥前聖統朋誤遠方來 今の文学者までも
の桃符にかんぶんには修業思時敏進德欲日新
などやうの數句を認りて書べきなり。

○今日字を始書す 暦にこれを吉書始と云ふ 文王義之くり
月始書をも用ゆべし 文字の義はいたく月往月來
元正首祚大簇告辰微陽始布鬱無不宜和神
養素といへる文字もいづれも詩句を認りてを書べし
俗に衆臣の詩を認りて字を書初と試筆と称す

試筆とは年の始にはじめて筆をとるをいふ 又試毫試
是れは衆臣の詩と試毫と称するは和國にはかくいふや
録試毫などいふもいはれなし 衆臣の詩と
俳諧の詩は縁起でもなし 郡のごとく見えたる風俗に
あるものは元日の詩 縁指遣に小大君
いはねども松の[illegible]も[illegible]の
こゝろを[illegible] 延文百首に大納言為定
[illegible]の年のはじめにもおもひ出て
家のおもてのきみん 続拾遺集に藤原為家
あらむの[illegible]は一首とつてぞかくはじまり
喜の[illegible]けれ 玉葉集に紀貫之

[illegible]

[illegible]

○元旦の雑煮

一日今年始一年事[illegible]

興一年同

○元旦の朝

爆竹聲中一歳除春風到屠蘇入屠蘇千門万戸

曙時日紙把新桃換舊符

○宋義之の歳旦詩あり

岳間無賀客早起但聞雞梅花滿人樹梅花滿

案香雲風回笑語和豊穣梅酒伺前翁

[illegible]

○常の年の雑史と業[illegible]

今日もまた[illegible]

[illegible]

[illegible]

○世俗は今日終日厠中と掃除せず元旦の

朱の湯[illegible]

天雜組ニ曰元日より五日まで農士と
深うし輩にて鶏ゆいくり石をとり投く
鼠とゆうてこれ古人の習ひ鼠乃宮なり
やきもちせりもちうちもかくるす
ゆうて月をえらう

○七夕素麺と炊く〳〵竈ニ焼と雖ずく〳〵

◎今夜更衣乃変とて白い米金と換ざるよ
月全廣義ニ云てうり

立春ハ正月乃節なり大寒の後十五日ゆ梅良ニ指
と記載しうふ立ハ婚建也元日ハ二月の日ハ婚也

立春ハ正月乃義の始なり一年ハ天運光より
なりまる時分を色ハ淡きたんでんと淡めるの始と
西くすべしもろこしまゆ日を鶯とすめ鶯
弾と合しまゆ解とくひ桃湯ニ浴する事ハ
中ゆ月全廣義ニ見えたり立春乃
事ハ 古今集ニ 賀歌
神もらてむとひとのこゆれるとまをれ
ちふりせやこそ 同集ニ 二条乃后
西のうちニまをれ小うちひとれこの五
なるこゆやとて 同集小源八まさすと

若う女とてる永代えてこうらあり浦や
とぶ乃ちつつれ　新古今集よ拾遺大政大臣
みよし野をとをとをとをて白雪の降りけり
けるとかきこえたり　同集ニ　儀成
きてみてはとをとをこうまてもひまを新よ
乃ちとをひけりる
曹松ノ古詩乃句よ
五燭侵佳景湯和無波辰。土半星紫移綠薰
表年春暖來星回次歲。き紀月建寅。梅花將
柳及偏四越鄉人

○黄豆稼ノ立春の句ニ
五十年間秤白髮。歲月更義。餘生歲
度看新曆又。紫風減一年
○張耒乃古詩の句よ
紫回暖冰氣少。春至人間草木知。役員眼お
生意滿東風吹水綠差ニ
○高乃岡より梁鍋集ニ
を天こうの黄昏ニ
たしとゆん黄昏乃古詩ニ
そ山中なしてうしひ決ハきるのうす春おいうぐ

ひと気なくて閑あるやど樹ちりにおいあるは
かえざれどそのかぎりなく繁すべし燈よいてるまで
なくしやまん杜鵑を又多くてなくこのこゑ
たゞ一声地獄乃かたるあるべし

○年乃始よ新ぶの酸鹿ちく射るい海まろ
せるを武と云れざるさなるべし他むし冬
射礼して正月よ図書ゆく弓射る事八ゆう
しなり蒼虎定豊代御宇よ大門して正月よ
ちといさしむしいる事古きを又ふを又えより
かくほうとゆうけいくいたいへい年乃ぐめよ

年ゆせる人をちと射ゆうしゆや○又球通考
日本乃神ゆ毎年正月一日元射礼すと記きり
○又毬杖ゆうゆあり元宝むり眼をとりと
ゆ乃俗伝れどたゞ言の誠ゆ正ゆ俗伝べし
孫昭紳中物十云云十岩瀬黄帝取宝九郎
毬之今毬杖是也彼例漢土年始周礼の
国中如二四事一仍日本国学者例一年始
毬杖云云此事たゞなるす出ゆき又ゆを
乃又次附金の俗ゆるべし
○又ゆきれきゆ乃わゆ井あたのことゆして楽

義孝の孫をつぎて侍くらのあり世後の答
ふかく毛地をたれきの蛾よくいれぬまぢ
なひるまり秋かくしめふ蜂とり出す
て蛾とるまつ拍子のこと以の樂華
みなぐとうんだらめらふて蛾をつけり
これと樣にしつきあげ並べ蔵る付たんぐうかく
ほとやうに拍子はくはとおうまつ人みな
こうきのことてはきはるなり（たんぐうの拍子と食おまをまもたくう）
◎又ふ寺義孝といい事正月よりむしを
正月中ふ日月の蛾なを上い蛾歌とく京中の

男女おくふ紀とつぐへて内裏ふく行幸とうこひ
てまりをつまつまりなり（中華ふ代ふ正月十六日鄭書をもちふ寺せり）
（持統天皇の法付を漢人蛾歌と奏せ
とうや光源氏の拍子はかりとのようなれなり
法師をかりあうしけ事ぐし山海風を高氏
樂をぐまつふく義孝の行幸とうこひ
はりなり蛾舞人義春樂と奏せ
て一番樂樂くとと蛾ひなり（世後四条ふ）今を高歌
ふまを乃拍子ふ義孝樂をて西ぶ
てうこひ樂あくなりてあふなりてれふ

二日は日を物日とくらべて亥の郷の占書に正月一日
と雞と二日と猪と三日と羊と四日と牛と五日と馬と六日と人と七日と穀と
八日と穀とする日晴る時はまびる雨れるの
時の人々の時は晴れたるとなんぞ天地の
生化自然の物理あり物言といひて天地の
人物の道を推量るに暴論といふて海とうるの
門にて嫁よわるく示唆の事なるすや楚美
の初の元日五人日未だ不法時といふに俗俗
とかりく教の門門撥乱して人物

兎せるの時のうれひ
○今朝初の新の起食時よりて雑煮とくひ
冷酒とのむて晩朝の御ごと又温飯と食し
温酒の乃はべるのの彩色の色の
所ふて今日明日所ふく賀すべし
○今日歌ふて馬乗初あり これと乗る初とは屠
又ものの初とあるハ よひめとあるて
ひやまりなり 又弓射初鉄砲打初あり農家よ
りとて初なり高家よりあるひ初とて 舟
人は船乗初とて
○世俗よ去年新よ男子出生とかるの

あり元ハ永禄の法阿波ノ三好の家臣松永弾正
の妻と称ス乃ち寵臣なり世ゝより法華
を信ず初ゝこゝや年ワラ紫無氣の盛なるよ
まうせくはたハ梅を一枝とそこなひ庭
と樹ゝ或ハ花鳥闘年よりなぶる所の猿ハ
酒食と餐ス世辭絶して孤よりなり和ス
元号のいやしき武士とあ迎へうす又色と又
これと楽びべし

三日今朝飯食とるの又の日ハ元日よ
りとなるまて雑煮と食し屠蘇と

のむ好酒を又ちり

五日彩花ある人ハ山ハ鶴ノ農人多く来ス
必ず饗酒肉と与へ一年の初ハ食ス
あるよりて清く美饌とらふべし農ハ毛氏の
制なりとて稱穡乃功ふりて多とやし
たふ事なれば早晩なりとくなるふすべ
ら尼彩地とたきの事と称し此年代
農功ふ久ゆるとるり又道路よ孩人多い
ものを年乃為ちりしなへを之

六月 沐浴

七日

人日といふ又霊辰ともいへり人勝節
の霊なるものハいかにいふとかや和俗にいふ五節供
の初なり今日七種の菜粥を製し食ふ七種
菜といふハ芹に
せりなづな御形はこべら仏の座すゞなすゞしろこれぞ七くさ
御形ハ母子草なり鼠麹草ともいふ又仏の座ハ田平子也。蘩蔞はこべらの事なり
[illegible]
[illegible]
なる事宇多天皇の御宇よりはじまれり やまと
延喜十一年正月七日に後院より七種の若菜を

供ずと見えたり荊楚歳時記に正月七日七種の菜を
以て羹とし これをとりてくへり 立春九日食生菜不過…
[illegible]
[illegible]

◎又此日登高して飲食す 嶋に登り四方を望めば浩湯の気
と鬱々の事とゆく煩悩を除くの術なりと 錦繍
茶花会にえてり書之人日此詩にいへり命婦
升高山に寓目眺原隰

〇世俗同今日おもやけて鍬ぐると見ゆ
まかるハ似ると馬乃性の本より天に仰ぎ
地に伏するあり又天此時の…

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○遍路人日宇枯二拾遍路

人日鶏鳴寒茅堂遥懐故郷柳條弄色

[illegible]見梅紀海枝憶[illegible]所[illegible]心

[illegible]千慮今年人日[illegible]年人日知何[illegible]

一臥東[illegible]三年春[illegible]書劍異風塵[illegible]遥[illegible]二

千石[illegible]南[illegible]紀南[illegible]人

○又曰[illegible]人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ふるくより伝はりたる薬師如来の
首打切殺男七如二ハ名薬師と申し
てもかくの事ハ伝ふるや
八日 俗醫家初より薬師仏を祈願とする人今日の
服とりもちて宴と設く又毎月八日薬師仏の
たゝ小素饌と食するものあり是民間
伝ふ事ひあやまりなく薬師仏と醫ハ祖神と
なすなり
祈農ちゝ世ハ醫薬と数
祈ふ今世ハ伝ふる醫術を祈農ハ系歴代名醫ハ
祈へ神農氏ハ医ハ祖神と称

祈ふ
らんるも怪多し醫術を祈農と称ふ
醫術をとるハ
たゝ主命醫薬と
系 四代醫ハ
宴ふるべし
師伝ハ流乃ち
つゝハ日ハ素食
まゝ
多し

祈ふ
醫術をとるハ
たゝ主命醫薬と
系 四代醫ハ
宴ふるべし
師伝ハ流乃ち
つゝハ日ハ素食
まゝ
多し

十一日　此日國俗に猿酒と稱し人家と芳年を祝ひて賦
一名りせりと又柳と称ず　せりと用ひ一ハみ柳
と称ふと云ふ　俗に云ふ　こうりせり
大猷院公の御時　慶長元辰の年より改て
世日と用ひ猿酒と称する如　今年の約事なり
ふさこえ　ふりの　ふり　初ふり　ふや　元旦　元日
と称　元旦　元日　元日　元日　元日
事　和歌の俗称なり　又母紅生の俗語の前
俗と称ハ和國風俗なり　是ハ時宜にかれるゆへ
知れ　元日　元日　元日　元日　元日

たるなり　俗語　拙　とまつるゆ　道理　有
なるべし　他語と　なるの事い　古記に　大猷
藩の時と　又　我藩　て初く　城の　心と
て雑とまつるゆ　虎紋　紋　ふてゆ　されて
世て雑と　雑と　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
て西武田の　武田の　御　雑　捕　先祖　ゆ
ゆ　雑　雑と　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
の弟　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

さてかの一ハ先祖より傳りたる重寶なるべき神
寶なるべきなり去れば神の續と云
なるべくして寶のごとくなるべきものなり國傳
ふくべき士民に有ぬべしバ傳よ去てぐひてよ
元風傳よ去てぐひてよ有ぬ所ぞ有ぬ
ヨ紀ヨ書ヨ記ヨ孔義ヨ註ヨ國傳ヨ
べし

日本紀纂註記巻之一終